~工事写真撮影にあたっての注意点~

※東京都からの通知文を抜粋※

【全般事項】

- ピンボケ・手振れのないように撮影のすること。
- 形状・寸法が求められる箇所については、箱尺等を当てて撮影すること。
- ・ 工事日付、工事個所、撮影 (作業) 内容等がわかるように黒板・白板を用いて撮影すること。

【撮影すべき内容】

1 工事前

- (1) 工事該当箇所
 - ・ 各該当箇所の全体(遠景)の外、撤去工事や新設・建替工事の場合には基礎部分や舗装 状況がわかるものを撮影のこと。
- (2) 材料·部材
 - ・ <u>材料については、原則として全数撮影</u>のこと(LEDランプは必須)。なお、箱詰めの状態でも可とするが、入数が分かるように撮影し、一部は箱から出して形状等が分かるように撮影すること。
 - ・ 材料については、メーカー品である場合、メーカー名や型番等も分かるように撮影のこと (特にLEDランプ)。

2 工事中

- (1) LEDランプ交換の場合には、<u>交換前、交換後の状況が分かるように撮影</u>のこと(<u>灯具等</u>で隠れてしまう場合には、<u>その前の状況も撮影</u>すること。)。
- (2) 交換したランプ (安定器等も) について、交換した状態を全基・全ての灯 (ランプ) を各々 撮影のこと (ランプについては、1基につき全数をまとめて撮影も可とする。)。
- (3) アームや灯具についても、上記(1)と同様に行うこと。
- (4) 基礎工事時は、掘削前、掘削中の撮影のほか、コンクリート打設中・後、舗装復旧前・中・ 後等、各段階で撮影のこと。なお、スパイラルの深さ・直径等が分かるように撮影のこと。
- (5) 舗装工事の場合には、クラッシャーランやアスコン等の厚さが分かるように撮影のこと。
- (6) アーケード耐震補強工事等の塗装工事で、ケレン作業がある場合には、ケレン作業中も撮影すること。また、塗装中も撮影のこと。

3 工事後

- (1) 工事該当箇所
 - ・ <u>該当箇所の各々の全体(遠景)を撮影</u>するほか、撤去工事や新設・建替工事の場合には 基礎部分や舗装状況がわかるものを撮影のこと。
 - ・ 街路灯の場合には、ランプ点灯状況も撮影のこと。

(2) 廃棄物

丁事により廃棄物処理するものも原則として全数を撮影のこと。